

(証券コード：3476)  
2021年7月7日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
投資法人 みらい  
執行役員 菅 沼 通 夫

## 第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。つきましては、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2021年7月27日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2021年7月28日（水曜日）午前10時00分  
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
ベルサール神保町（住友不動産千代田ファーストビル南館3階）  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ありますのでご注意ください。

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件
- 第5号議案： 補欠監督役員1名選任の件

以上

- 
- ◎本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご確認ください。なお、今後の状況により、本投資主総会の運営に変更が生じる可能性がございます。変更が生じた場合は、本投資法人のホームページ (<https://3476.jp/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいませすようお願い申し上げます。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
  - ◎前回まで投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である三井物産・イデラパートナーズ株式会社による「運用状況報告会」は、会場での新型コロナウイルス感染症の拡大防止にできる限り努めるため、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は開催を見送ることといたしました。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。なお、本投資法人の2021年4月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://3476.jp/ja/ir/library.html>) にてご覧いただくことができるほか、別途個人投資主様向け決算説明会（オンライン）を開催予定ですので、是非そちらにご参加ください。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://3476.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ (<https://3476.jp/>) に掲載いたします。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。また、本投資法人においては、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（最終更新日：2020年4月28日）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使することをご検討ください。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合もございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://3476.jp/>) に掲載する場合がございますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であるため、従前に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、役員候補者、補欠役員候補者及び総会運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒及び体温測定にご協力いただきますようお願い申し上げます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございます。また、本投資主総会中に咳などの症状により体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席をお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれます。当日は、午前9時30分に開場いたしますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である三井物産・イデラパートナーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。なお、本投資法人の2021年4月期に関する決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://3476.jp/ja/ir/library.html>) にてご覧いただくことができるほか、別途個人投資主様向け決算説明会（オンライン）を開催予定ですので、是非そちらにご参加ください。
- 本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://3476.jp/>) に掲載する場合がございますので、合わせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1 変更の理由

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるべく、投信法第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用除外とする旨の規定を新設するものです（現行規約第14条関連）。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (記載省略) (新設)</p> <p>2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>	<p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p>
<p>制定 2015年11月30日</p> <p>改正 2016年1月22日</p> <p>改正 2016年9月9日</p> <p>改正 2017年7月25日</p> <p>改正 2019年5月1日</p> <p>改正 2019年7月24日</p>	<p>制定 2015年11月30日</p> <p>改正 2016年1月22日</p> <p>改正 2016年9月9日</p> <p>改正 2017年7月25日</p> <p>改正 2019年5月1日</p> <p>改正 2019年7月24日</p> <p><u>改正 2021年7月28日</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員菅沼通夫は、2021年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年8月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項の定めにより、2021年8月1日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2021年6月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
すが ぬま みち お 菅 沼 通 夫 (1967年3月30日)	1989年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)
	2002年3月 同社 不動産ファイナンス部
	2006年11月 三井物産株式会社 金融商品部 ストラクチャードファイナンス室
	2007年4月 同社 金融商品部 REIT室
	2007年7月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 資産運用部長
	2009年1月 同社 取締役 資産運用部長
	2016年9月 三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社
	2016年9月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 代表取締役社長(現任)
2016年9月 投資法人みらい 執行役員(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、資産運用会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案の補欠執行役員の選任は、執行役員に就任する前に限り、役員会の決議により、取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年6月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
わ じま ひろ き 和 島 弘 樹 (1978年11月29日)	2001年10月 シートゥーネットワーク株式会社
	2005年12月 株式会社リサ・パートナーズ
	2008年3月 アセット・インベスターズ株式会社 (現 マー チャント・バンカーズ株式会社)
	2008年6月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ (現 株 式会社DAホールディングス)
	2017年4月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 業務 部シニアマネージャー
	2019年7月 同社 業務部次長 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口4口を所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産・イデラパートナーズ株式会社の業務部次長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員根岸岳彦及び西井秀朋は、2021年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2021年8月1日付で、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項の定めにより、2021年8月1日より2年間とします。監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
1	ね ぎし たけ ひこ 根 岸 岳 彦 (1966年6月30日)	2001年5月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 2010年7月 増田パートナーズ法律事務所 2012年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 内部管理委員会 外部専門家(現任) 2016年9月 投資法人みらい 監督役員(現任) 2017年1月 ヴァンダーファルケ法律事務所(現任)
2	にし い ひで とも 西 井 秀 朋 (1971年9月16日)	1995年11月 指吸会計センター株式会社 2003年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 2003年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年7月 KPMG税理士法人 2012年11月 西井秀朋公認会計士・税理士事務所 2015年4月 アクセルパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2015年12月 イデラリート投資法人(現 投資法人みらい) 監督役員(現任)

- ・ 上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者根岸岳彦が外部専門家を務める三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 内部管理委員会は、同社が資産の運用を受託している投資法人に関しコンプライアンス上の観点から審議を行う機関であり、当該投資法人の運用全般に関わる意思決定の権限を有するものではないことから、本投資法人としては、利益相反等の懸念はないものと考えています。

- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案の補欠監督役員の選任は、監督役員に就任する前に限り、役員会の決議により、取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
きむら たかし 木村 喬 (1979年7月24日)	2001年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)
	2008年6月 清和監査法人 社員
	2012年3月 ロベルトカヴァリジャパン株式会社 監査役
	2012年7月 ベルウェザー総合会計事務所 株式会社ベルウェザー 代表取締役(現任)
	2014年11月 やまと監査法人 代表社員(現任)
	2014年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役
	2017年1月 やまと税理士法人 代表社員(現任) やまとパートナーズ株式会社 取締役(現任)
	2017年6月 株式会社エスクリ 社外取締役(注)
	2019年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役 監査等委員
	2020年12月 フィンテックアセットマネジメント株式会社 取締役(現任)

(注) 上記補欠監督役員候補者は、2021年6月15日現在、2021年6月23日付で株式会社エスクリの社外取締役を退任し、同日付で同社の監査等委員である取締役に就任する予定です。

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、投資主代表訴訟特約部分の保険料を除き、本投資法人が負担しております。

また、当該保険契約の保険期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
住友不動産千代田ファーストビル南館 3階  
ベルサール神保町



- 交通 九段下駅 7番出口より徒歩約3分（東西線）  
九段下駅 5番出口より徒歩約4分（半蔵門線・新宿線）  
神保町駅 A2出口より徒歩約5分（半蔵門線・新宿線・三田線）

- お願い ・当会場へお越しの際は、ビルの1階エントランス右手前にあります専用エレベーターをご利用ください。  
・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ありますのでご注意ください。